

令和6年度法務省体験プログラム実習期間・内容一覧

コース	研修課題	受入れ部署	実施場所	受入れ可能人数	受入れ時期	期間	受入れ期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望
A	国際法務に関する行政事務	大臣官房国際課	法務本省を予定	2名	8～9月	4日間程度	具体的な時期については別途調整。	・国際会議における日本の立場の発信の仕方について検討し、模擬国連審査を行う。 ・国際機関勤務者等へのインタビューを通して、国際機関における国際法務人材の活躍方策について検討し、プレゼンテーションを行う。	実務部署での執務型	Word,Excel, PowerPoint等を使用した資料作成スキルを有すること。 英語の語学能力を有していること。
B	矯正施設の計画・設計	大臣官房施設課	法務本省を予定	3名程度	8～9月	4日間程度	具体的な時期については別途調整。	業務説明と矯正施設の計画実習	ワークショップ型	大学又は大学院で、下記又は下記に類するいずれかの分野を専攻していること。 ・建築 ・電気電子情報工学 ・機械工学 ・環境工学
C	国際研修実施業務及びそれに付随する事務	法務総合研究所国際協力部	法務総合研究所国際協力部又は法務本省	3～6名	8月～9月中旬	1週間程度	応募は当方指定の全期間で実習可能な者。	ワークショップ等に参加する中で、支援対象国が直面している問題点等を洗い出し、対策を検討し、レポートの作成・発表を行う。	ワークショップ型	Word,Excel,PowerPoint等基本的なパソコンスキルを身につけていること。 英語の語学能力を有することが望ましい(ただし必須要件ではない。) 一部実習について、法務総合研究所国際連合研修協力部と合同実施とする場合あり。
D	国際研修実施業務及びそれに付随する業務	法務総合研究所国際連合研修協力部	国連アジア極東犯罪防止研修所	2～3名 (霞が関インターンシップ参加者と合わせて6名以内)	8月～9月のうち1週間程度	5日間	応募は当方指定の全期間で実習可能な者。	国際研修の聴講及び研修運営に関する事務を行うほか、刑事司法に関する課題について検討し、グループワーク等を行う。	ワークショップ型	・一部実習について、法務総合研究所国際協力部と合同実施とする場合あり。 ・英語の語学能力を有することが望ましい。

※感染症防止対策等により、全面オンライン実施又は中止となる可能性があります。

【住所】

法務本省(千代田区霞が関1-1-1)

法務総合研究所国際協力部(東京都昭島市もくせいの杜2-1-18)

国連アジア極東犯罪防止研修所(東京都昭島市もくせいの杜2-1-18)